愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針

本県では、「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」(平成30年6月27日) を策定し運用しているところであるが、同方針に定めた内容をベースとして、 文化部活動の特性を踏まえ、愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針(以下 「県方針」という。)を策定することとする。

1 はじめに

学校教育の一環として行われている文化部活動は、芸術文化等に興味・関心を持つ同好の生徒によって、自主的に組織され、生徒がより高い目標を達成しようとする中で、芸術文化等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、豊かな感性・情操や創造力等を育むためにも極めて効果的な活動である。

また、学級や学年を離れた集団の中で、生徒たちの自主的、自発的な活動を 基盤に、共通の目標に向かって、互いに認め合い、励まし合い、協力し合い、 高め合いながら、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育むなど、生徒の 多様な学びの場として教育的意義が大きい。

そうした文化部活動を行う中で、自らの目標を達成しようとすることは自然なことであるが、適切な休息を伴わない行き過ぎた活動は、生徒や教師に様々な無理や弊害をもたらし、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長に支障をきたすことが懸念されると同時に、教師の多忙化の一因ともなっている。

このため、愛媛県及び愛媛県教育委員会(以下「県」という。)は、文化部活動の意義が十分発揮され、生徒の健全な成長や教師の業務負担軽減に資するよう、文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に則り、生徒にとって望ましい芸術文化等の活動に親しむ環境を構築するという観点から、文化部活動が、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、県方針を定めた。

本県は、個性豊かな愛媛文化の創造を目指しており、この県方針を踏まえた 文化部活動の適切な運営により、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に 親しみ、心豊かな生活を送るための基礎を培うことを期待する。

なお、県方針は、主として中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前

期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)段階の文化部活動を念頭に置いたものであるが、基本的な考え方は、学校種や学校の設置者の違いに関わらず適用できるものであることから、高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下同じ。)段階の文化部活動についても、原則としてこの県方針によるものとする。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路等に応じて、多様な教育が行われている点に留意し、芸術文化等の活動の特性や活動環境、学校運営の実情等に応じて取り組むものとする。

また、小学校(義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。)段階で、芸術文化等の活動を学校教育の一環として行っているものについては、学校において児童の発達段階や教師の負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定することとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- ア 市町教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、ガイドラインに則り、県方針を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策 定する。
- イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」 に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。 文化部活動の責任者(以下「文化部顧問」という。)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへ の掲載等により公表する。
- エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動 方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式 の作成等を行う。なお、このことについて、県は必要に応じて学校の 設置者の支援を行う。
- オ 上記ア及びイの活動方針は、運動部活動の活動方針と併せて策定することができる。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導 内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置す る。
- イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を任用し、配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとする生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

- ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果 的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘 案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、 学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図 る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が 過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 学校の設置者は、文化部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、 「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部 科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の 策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹 底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、 法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて、柔軟に対応を検討する。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の活用

ア 文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成・公開する、文化部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引(習熟レベルに応じた1日2時間程度の活動メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや効果的な活動方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を積極的に活用して、3(1)に基づく指導を行う。

(3) 個性豊かな愛媛文化の創造と継承に資する文化部活動の推進

ア 県は、貴重な愛媛文化を守り育てるほか、新しい愛媛文化の創造を担う人づくりに向け、生徒が、質の高い芸術文化等の活動に親しむとともに、日頃の成果発表の場を提供するため、教育委員会とスポーツ・文化部局及び各分野の関係団体等が連携・協力し、県民総合文化祭や各種大会、コンクール等を実施するなど、県内で特色のある活動をしている生徒や学校の文化部への支援、指導者の資質向上のための研修会等を通じて、文化部の合理的かつ効率的・効果的な活動を支援する。

4 適切な休養日等の設定

- ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある 生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡 眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とす る。
 - 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日 (学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間 に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 学校の設置者は、2(1)に掲げる「設置する学校に係る文化部活動 の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて、休養日及び活 動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び 指導・是正を行う。
- ウ 校長は、2(1)に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策 定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策

定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏ま えた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、 市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での 活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

- ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。
- イ 県及び市町は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部 を設けることができない場合には、生徒の芸術文化等の活動の機会が 損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加す る等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築に努める。

(2) 地域との連携等

- ア 県、学校の設置者及び校長は、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や社会教育施設及び文化施設の活用、各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- イ 県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健

全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ環境の充実を支援 するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することに ついて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、学校の文化部が参加する大会等や要請により参加する地域 の行事・催し等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、 週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や文化部顧問 にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数等を精査する。